

森永製菓グループ人権方針

森永製菓グループは、1899 年の創業以来、時代やお客様の暮らしの変化に寄り添い、常に新しい価値と感動を創り出してきました。「世代を超えて愛されるすこやかな食を創造し続け、世界の人々の笑顔を未来につなぎます」というパーパスのもと、こころとからだをすこやかにする食の創造を続けるうえで、すべての人々の人権を尊重する責任があります。そのため私たちは、「森永製菓グループ行動憲章・行動規準」で、明確に人権の尊重を掲げ、これを遵守することを誓約しています。

私たちが考える人権の尊重とは、当社グループ内に限らず、世界の一人ひとりの個が活かされ権利が守られるようにビジネスを行うことです。私たちは、私たちの事業を行う過程で直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。そして、私たちのビジネスに関わるすべての人々の人権を尊重する責任を果たすために、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「森永製菓グループ人権方針」（以下、本方針）を 2023 年に取締役会決議により改定し、本方針に基づいて人権尊重に取り組んでまいります。

本方針は、当社グループのすべての従業員と役員※に適用します。また、当社グループのすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針にご理解をいただき、ともに人権の尊重に努めていただくよう求め、責任あるバリューチェーンを構築してまいります。

※「当社グループのすべての従業員と役員」とは、当社グループ各社と雇用関係にある者、受入出向者、派遣社員および森永製菓グループ各社の取締役、監査役、上席執行役員などの役員をいいます。

基本的な考え方

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権尊重の取り組みを推進するとともに、次の国際的な規範を支持し、尊重します。加えて、国連グローバル・コンパクト署名企業としてその 10 原則を支持し、尊重しています。

- 国連「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」ならびに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）
- 国際労働機関「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」による中核的労働基準
- OECD（経済協力開発機構）「OECD 多国籍企業行動指針」
- 国連「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

私たちは、事業を行う各国の法令やルールを遵守し、万が一それらの法令やルールが国際的な人権規範と一致しない場合（人権に関する法令やルールが存在しない場合や不十分な場合を含む）は、当該国の法令を遵守することを前提として、国際的な人権規範をいかに守れるかその方法を追求します。

森永製菓グループが認識する人権課題

私たちは、研究開発、調達、製造、営業、物流、消費、廃棄、他、すべての事業活動において潜在的に人権に影響を与えうることを理解し、課題およびあるべき行動を以下のように認識し、適切に取り組みます。

1. 差別の排除

年齢・性別・人種・国籍・地域・学歴・信条・宗教・障がいの有無・性的指向・性自認・健康状態などの属性に関係なく、すべての人々の人権を尊重し、差別的取扱いを行いません。

2. ハラスメントの排除

パワーハラスメント・セクシャルハラスメント、その他あらゆる形態の個人の尊厳を傷つける言動を許さず、自らも行いません。

3. 児童労働・強制労働・人身取引の禁止

児童労働、強制労働、奴隷労働および人身取引を許さず、自らも行いません。

4. 労働基本権の尊重

各国における労働者の権利を尊重し、結社の自由、ならびに労働者の団結権および団体交渉権をはじめとする労働基本権を尊重します。

5. 適切な賃金支払いおよび労働時間の管理

各国における法令を遵守し、長時間労働の是正を含む労働時間の管理を適切に行います。また、最低賃金の定めがあるときはそれを上回る生活賃金を満たす賃金の実現に努めます。

6. 安全な職場環境の確保と健康増進の支援

安全と健康に配慮した、衛生的で快適な職場環境を確保し、当社グループとともに働くすべての人の健康を増進する取り組みを行います。

7. 採用と処遇の公平と公正

ジェンダーをはじめとする一切の差別を行わず、事業特性に合致する個人を求める、人物本位の採用と処遇を行います。

8. 外国人労働者の権利

外国人労働者の一人ひとりが有する能力を発揮できるように、適正な労働条件や安全衛生を確保し、適切なコミュニケーションを行います。

9. 個人情報の適正な取扱いとプライバシーの尊重

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取扱いプライバシーを尊重します。

10. 子どもと広告・マーケティング

ユニセフ「子どもの権利とビジネス原則※」を尊重し、子どもに負の影響を及ぼす広告やマーケティングを実施せず、子どもの権利を尊重します。

11. 地域社会への責任

事業活動が地域社会における人権に直接あるいは間接的に影響を及ぼす可能性がある

ことを認識し、先住民の権利、水へのアクセス、土地の権利などの、地域住民の人権に対する責任を果たします。

※ 国連児童基金(ユニセフ)、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンが作成

人権デューディリジェンス

私たちは、本方針を実践し、私たちの事業活動が社会に与える人権への負の影響を特定しその防止および軽減を図るため、人権デューディリジェンスに取り組みます。

教育・研修・周知

本方針が当社グループ全体の事業活動を通して効果的に実行されるよう、従業員と役員に対する適切な教育・研修を行うとともに、ビジネスパートナーに対しても周知・啓発を行います。

苦情処理体制および救済

私たちの事業活動が人権への負の影響を引き起こした場合、あるいは取引関係などを通じた負の影響への関与が明らかになった場合には、国際基準に基づいた手続きを通じて救済に取り組みます。また匿名で問題を提起する仕組みを整え、問題を知らせてくれた通報者に対する当社グループの従業員および役員による報復や不当・不利益な扱いを禁止し、通報者の保護を図ります。

対話・協議

私たちは本方針の一連の取り組みにおいて、自らの事業により影響を受けるステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗ならびに結果を継続的に開示します。

責任者

本方針に宣言する各事項および取り組みは、森永製菓株式会社代表取締役社長が責任者として監督します。

制定 2018 年 5 月

改定 2023 年 4 月

改定 2025 年 6 月